

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【122】

2. 日時：令和4年3月17日 10時30分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、藤田審査チーム員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他19名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	規制庁イワサキです。それではですね本日も島根に後設工認のですね、基本設計方針に係るヒアリング始めたいと思います。では早速ですけれども中国電力からの説明の方をよろしくお願いします。
0:00:20	中国電力のミナミダテです。
0:00:22	本日は、基本設計方針第 54 条、48 条、78 条、59 条、62 条、60 条、67 条、13 条。
0:00:34	72 条にいただいておりますコメントについて回答させていただきます。
0:00:38	よろしくお願いします。
0:00:41	まず資料の確認をさせていただきます。
0:00:44	本日は資料が多いため番号付けをさせていただきたいと思います。
0:00:50	N-Sに他 041 回 02 を 1 とします。
0:00:55	N-Sに、
0:00:57	木、
0:00:58	054 回 01 を、2 番とします②とします。
0:01:03	N-S2 期 048 回 01 を 3 番とします。
0:01:10	N-S二期、
0:01:12	059 回、01。
0:01:14	④番とします。
0:01:16	N-S2 基、
0:01:19	062 回 01。
0:01:22	⑤番とします。
0:01:24	N-Sにき
0:01:26	064 回、01 を 06 番とします。
0:01:31	N-Sに行き、
0:01:33	067 回 01 を 07 番とします。
0:01:38	NS203013 回 01 を 08 番とします。
0:01:46	N-S二期。
0:01:48	072、
0:01:49	甲斐 01。
0:01:51	これを⑨番とします。資料、以上の九つとなっておりますが資料の方よろしいでしょうか。
0:01:58	規制庁イワサキではいそろっております。
0:02:04	それではN-Sにほか、041 回 02、①番の資料の指摘事項に対する回答整理表に記載しております。順番にコメント回答させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	し、全体の説明時間が 25 分程度となりますので、一括して説明いたします。
0:02:24	まず、旧基本設計方針第 54 条のコメントについて回答させていただきます。
0:02:32	資料 01-4 ページをお願いいたします。
0:02:39	コメントNo.26。
0:02:41	使用済み燃料貯蔵槽括弧燃料プール等、燃料プールと記載している箇所があるため、記載を検討することにつきまして、
0:02:50	設計基準、
0:02:52	対処設備並びに使用済み燃料貯蔵槽括弧燃料プールの冷却設備及び注水設備、
0:02:59	括弧以下、設計基準事項対処設備等という記載しておりましたが、前段の第 7 条の基本設計方針において、
0:03:10	設計基準事故対処設備、
0:03:13	同と読みかえを行っていたため、ご指摘いただいた箇所につきましては、設計基準事項等対処設備等に表現を見直しました。
0:03:23	なお、第 7 条の基本設計方針においては、使用済み燃料貯蔵槽括弧燃料プールの記載を、燃料プールに修正いたします。
0:03:34	資料 02 の通しの 52 ページをお願いいたします。
0:03:43	ホームページの 5 業務ごみを 5 行目が修正箇所となっております。
0:03:50	基本設計方針第 54 条のコメント回答は以上となります。
0:03:55	続きまして基本設計方針第 54 条の記載適正化箇所についてご説明させていただきます。
0:04:03	資料②の通しの 59 ページをお願いいたします。
0:04:13	前回ヒアリング時に口頭にて修正する旨を説明させていただいた箇所になりますが、
0:04:19	備考の記載に誤りがありましたので黄色ハッチングとしてます通りに修正いたしました。
0:04:28	同資料の通しの 75 ページをお願いいたします。
0:04:36	基本設計方針、40 条のコメント対応として、残留熱除去系括弧格納容器冷却モードの記載箇所を、原子炉冷却系統施設から、
0:04:47	原子炉格納施設に変更したことに伴い、
0:04:51	ホームページの 5 ポツの上段に記載しておりましたが、4 ポツ残留熱除去系除去設備、4 ポツ 1 残留熱除去系、4 ポツ 1 ポツ 3、格納容器冷却モードの項目を削除し、
0:05:04	次ページに、
0:05:05	3 ポツ 2 ポツ 1。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:08	原子炉格納容器スプレイ設備、括弧、残留熱除去系。
0:05:13	格納容器冷却モードの項目を追記いたしました。
0:05:19	基本設計方針第 50 条については以上となります。
0:05:24	次に基本設計方針第 48 条、78 条のコメントについて回答させていただきます。
0:05:33	資料 01-4 ページをお願いいたします。
0:05:40	コメントNo.27。
0:05:42	接続詞について適正化することについて、
0:05:46	パンクの本及び、
0:05:50	パンク御業等、及びの及びを、並びに修正いたしました。
0:05:59	また、コメントNo. 28。
0:06:02	主蒸気を使用できない場合の、の記載を検討することについて、
0:06:07	主蒸気の故障ではなく、起動停止時の主蒸気圧が低い状態での使用を意図した記載でわかるよう、
0:06:15	主蒸気を使用できない場合の、
0:06:17	原子炉施設の起動停止時に、という記載を、
0:06:21	原子炉施設の起動停止時の主蒸気圧が低く、中央機が使用できない場合の、に修正いたしました。
0:06:31	資料③の通しの 63 ページをお願いいたします。
0:06:42	5、6 行目の黄色ハッチング箇所が修正箇所となっております。
0:06:49	基本設計方針第 48 条 78 条のコメント回答は以上となります。
0:06:55	続きまして基本設計方針第 48 条 78 条の記載適正化箇所について説明させていただきます。
0:07:04	同資料通しの 24 ページをお願いいたします。
0:07:11	前回ヒアリング時に口頭にて修正する旨を説明させていただいた箇所になりますが、
0:07:17	条文との紐付け番号に誤りがありましたので、切り黄色ハッチング箇所について、
0:07:22	修正しております。
0:07:27	動詞ロス、同資料の 36 ページをお願いします。
0:07:34	島根 2 号炉は、ガスタービンの制御装置、
0:07:38	燃料制御装置に加圧防止のための安全弁を有する設計としていることから、黄色ハッチング部分を追記いたしました。
0:07:49	同資料の 58 ページをお願いいたします。
0:07:54	基本設計方針についても先ほどご説明した内容を反映しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:01	基本設計方針第 48 条、78 条については以上です。
0:08:05	ここで説明者を交代いたします。
0:08:10	中国電力の河島です。
0:08:13	それでは続きまして、第 59 条の基本設計方針のコメントに対する回答についてご説明させていただきます。
0:08:22	資料①の
0:08:24	通し番号 4 ページを確認願います。
0:08:29	こちらのナンバー29。
0:08:32	に対する回答となりますが、まずコメント内容といたしましては、
0:08:36	自動減圧起動阻止スイッチと、代替自動減圧起動阻止スイッチについてという ことで、
0:08:43	内容といたしまして、設置変更許可申請書添付書類 8 の操作性の確保という 項目において、
0:08:52	二つのスイッチを、中央制御室の同じ盤で操作が可能な設計とする。
0:08:57	と記載しております、
0:08:59	こちらの記載を、基本設計方針に落とし込む必要がないかということで、いた だいたコメントとなっております。
0:09:07	こちらに対する回答といたしまして、
0:09:10	記載箇所や記載内容について、
0:09:13	コメントをいただいた際に横並びを見て、検討することと、おっしゃっていただ いた通り、
0:09:20	横並びを見た上で、
0:09:23	記載内容を検討したところ、
0:09:26	添付書類 8 の詳細な記載を、基本設計方針に落とし込むということがされてい ないことから、基本設計方針への記載は、
0:09:36	しないこととし、説明書の方でご説明させていただきたいと思っております。
0:09:43	回答の内容に記載してある通りになりますが、
0:09:46	発電用原子炉の運転を管理するための、制御装置に関わる制御方法に関する 説明書
0:09:53	をこちらの方に記載を追記しようと思っております。
0:09:58	こちら、
0:10:00	指摘事項に対する回答が 3 月 24 日。
0:10:04	を予定しております、そちらの方で説明させていただきたいと思ってお ります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:11	回答は以上となりまして、次に、記載適正化箇所の説明をさせていただきます。
0:10:19	①の通し番号 7 ページを確認願います。
0:10:27	ナンバー137 になりますが、
0:10:30	こちらに記載しております通り、
0:10:35	残留熱除去系、かつこ低圧注水系という記載を、残留熱除去系確保低圧注水モードということで記載を適正化しているものとなっております。
0:10:46	詳細な規制箇所については割愛させていただきます。
0:10:51	以上で第 59 条の基本設計方針に関する回答を終わらせていただきまして、
0:10:56	ここで次の説明者に交代いたします。以上です。
0:11:05	中国電力の山根です。
0:11:07	続きまして、第 62 条、
0:11:10	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対するご指摘事項への回答について説明させていただきます。
0:11:19	資料 01 の通し 4 ページのNo.30 が該当となります。
0:11:25	ご指摘の内容としましては、低圧原子炉代替注水系括弧常設に用いる電源について、
0:11:31	系統内の機器で用いる電源が異なるのであれば、記載の書き分け等を検討すること。
0:11:36	こちらの回答としまして、系統内の機器ごとに用いる電源が異なる場合は、電源に関する記載を書き分けるように、
0:11:43	記載 4
0:11:46	失礼しました、記載を見直しております。
0:11:49	資料への反映箇所につきましては、資料⑤の通し 49 ページ及び 52 ページが該当となります。
0:11:58	こちらの黄色ハッチング部分で、低圧原子炉代替注水系の常設及び可搬の記載について、系統内の各機器に用いる電源がわかるように記載を適正化しております。
0:12:10	また、⑤の資料において、適正化を実施した箇所がございますので、説明させていただきます。
0:12:16	資料①のうち、大内 7 ページのNo.138 と 139 が該当です。
0:12:23	No.138 につきましては、過去のヒアリングにおいてご回答済みとなります内容の水平展開として、
0:12:31	ディーゼル燃料貯蔵タンクの名称に関する記載を適正化しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:36	該当ページにつきましては、ナンバー138 の該当ページ欄に記載の通りとなります。
0:12:44	No.139 の適正化につきましては、
0:12:48	後程説明させていただきます、第 60 条の指摘事項に対するご回答の水平展開として、
0:12:55	原子炉補機冷却系に関する記載を適正化しております。
0:12:59	該当ページにつきましては、ナンバー139 の該当ページ欄に記載の通りとなります。
0:13:06	62 条の説明については以上です。
0:13:08	説明者を交代させていただきます。
0:13:13	中国電力の鷹野です。続きまして 60 条について回答させていただきます。
0:13:20	回答整理表①の資料のナンバー31 からになります。
0:13:26	No.31 ですが、原子炉補機冷却機能喪失の記載について、規制の要否を整理することのコメントです。
0:13:37	回答ですが、機能喪失要因として記載する場合は、原子炉補機冷却系機能喪失によると記載し、実際に使用する系統として記載する場合は、
0:13:48	原子炉補機冷却系括弧、原子炉補機海水系を含むと記載いたします。
0:13:55	64 条につきましては修正はございませんのでバーとさせていただきます。先ほど言いました通り 62 条の方で修正をしております。
0:14:06	続きましてナンバー32 ですが、サポート系故障によりについて、
0:14:12	前後の文章の繋がりある繋がりを考慮して記載を適正化することのコメントです。
0:14:18	回答ですが、前後の文章の繋がりを考慮して、記載のほうを修正しております。
0:14:25	修正箇所ですが、資料番号は⑥の資料になります。
0:14:31	⑥の資料の 47 ページをお願いいたします。
0:14:41	こちらの記載の下の方の(1)のところの実線部分のところの記載になります。こちらのサポート系のご承認よりの後の点の方を削除しております。
0:14:55	同様の箇所が、48 ページ、50 ページ 51 ページにありますので、同じく修正をしております。
0:15:04	続きまして、
0:15:06	①の資料のコメントNo.
0:15:09	33
0:15:11	ですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:13	常設設備に用いる電源について、かわん側の記載を参考に記載内容を検討することとのコメントです。
0:15:20	こちらにつきましては先ほど 62 条の方でもご説明しました通り、常設と可搬
0:15:28	の方で電源の記載の方を書き分けております。詳細については割愛させていただきます。
0:15:37	続きましてナンバー34、格納容器代替スプレイ系加古常設によるドライウェルへのスプレイに関する相違理由について、有効性評価審査時の議論を踏まえ、備考欄の記載を充実化することとのコメントです。
0:15:54	回答ですけれども、格納容器ベント時間遅延の観点から、ドライウェル側のみスプレイする旨備考欄の記載のほうを修正しております。
0:16:04	し、
0:16:05	修正箇所ですけれども、⑥の資料の 47 ページをお願いいたします。
0:16:18	こちらの黄色のハッチング部分について記載のほうを修正しております。
0:16:23	嶋 2 号機の格納容器代替スプレイは、炉内で発生する熱がサブプレッション・チェンバ側に移行する場合においても、スプレイ先の違いによる格納容器冷却の効果に大きな差がないことから、
0:16:36	格納容器ベントの遅延の観点観点より、ドライウェル側のみスプレイを実施する。
0:16:43	この修正を実施しております。
0:16:47	続きまして記載の適正化ですけれども、①の資料の 7 ページをお願いいたします。
0:17:02	7 ページのナンバー140 になります。
0:17:07	こちらの方は、記載の適正化ということで、
0:17:12	ポツのほうを追加しております。
0:17:16	続いてナンバー141 ですけれども、記載の統一の観点から適正化のほうを図っております。
0:17:23	同じ相違内容です、ポツの記載の方が異なっている部分がありましたので、統一の方を図っております。
0:17:33	続いてナンバー142 ですけれども、指摘事項回答整理表のナンバー8 の水系展開として、記載のほうを適正化を図っております。
0:17:44	60、60 条の説明は以上となります。説明者の方を交代させていただきます。
0:17:52	中国電力の笹木です。
0:17:54	続いて、67 条の基本設計方針に関する指摘事項への回答及び工認記載適正化箇所についてご説明させていただきます。
0:18:06	それでは、資料①の資料 4 ページをお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:13	No.35 でいただいたコメン等ですけれども、格納容器水素濃度カッコSAと格納容器水素濃度括弧B系の冷却器について、
0:18:24	冷却方式を踏まえて、記載の適正化を検討することについて回答させていただきます。
0:18:31	本冷却器は格納容器学習サンプリング装置の構成機器の一つとして、括弧内に記載しているものですが、この格納容器ガスサンプリング装置が、
0:18:42	格納容器水素濃度及び格納容器酸素濃度の
0:18:46	SAとB系とで機器名称が同一となっていましたので、機器記載がわかりにくくなっていましたものと認識しており、そちらの記載を修正させていただきました。
0:18:58	修正箇所について、
0:19:00	資料⑦の、26 ページをお願いします。
0:19:07	二つ目のパラグラフの、
0:19:10	2 行目の格納容器ガスサンプリング装置の後に、
0:19:14	括弧格納容器水素濃度カッコSA及び格納容器酸素濃度括弧SAを追記しております。
0:19:22	続いて、27 ページをお願いします。
0:19:26	同様に、二つ目のパラグラフ 2 行目の格納容器ガスサンプリング装置の後に、
0:19:32	括弧格納容器水素濃度括弧B系及び格納容器酸素濃度括弧B系を追記しております。
0:19:40	以上 2 ヶ所への追記により、二つの格納容器ガスサンプリング装置を識別しております。
0:19:46	続きまして、工認記載適正化箇所についてご説明させていただきます。
0:19:53	資料①の 8 ページをお願いします。
0:19:59	ナンバー143 から 147 の 5 件について適正化箇所がございますので、こちらについて比較表を用いてご説明させていただきます。
0:20:10	資料⑦、
0:20:12	ー26 ページをお願いします。
0:20:18	二つ目のパラグラフの 4 行目から 5 行目に格納容器ガスサンプリング装置、括弧格納容器水素濃度カッコSA及び格納容器酸素濃度、括弧SAの仕様を記載しておりますが、
0:20:32	こちらについて変更前が公称値等を記載しておりましたので、圧縮機の吐出圧力を 0.86MPa以上、
0:20:41	容量 12.4 リッターパーミニッツ以上。
0:20:45	冷却器の容量を 15.4 キロジュールパーアワー以上に修正しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:51	なお変更後の数値の設定根拠につきましては、別途設定根拠に関する説明書括弧別添の中でご説明させていただきたいと思います。
0:21:02	続いて、38 ページをお願いします。
0:21:07	黄色ハッチング部について、すでにご説明済みの基本設計方針 72 条側での変更内容の水平展開となります。
0:21:17	変更前では、高圧発電機車と可搬式窒素供給装置用発電設備の燃料補給設備について、
0:21:24	別々の記載としておりましたが、共通の燃料補給設備を使用することから、
0:21:30	4.3 項に統合しました。
0:21:33	それに伴い備考欄についても修正しております。
0:21:37	いって、39 ページをお願いします。
0:21:40	38 ページと同様に、高圧発電機車と可搬式窒素供給装置用発電設備の燃料補給設備について記載を統合しております。
0:21:51	また、用語の統一のため、給料補給に適正化しております。
0:21:56	加えて、前回ヒアリング時に口頭で訂正させていただきました可搬設備の共用に関する相違理由について、
0:22:04	先行プラントとの相違がありませんでしたので、当該層位Dを削除しました。
0:22:10	以上で、67 条の説明を終わりにして、説明者を交代させていただきます。
0:22:18	中国電力の飛田です。続きまして、第 13 条安全避難通路等のご説明をさせていただきます。
0:22:27	資料番号①をご確認をお願いします。
0:22:31	資料番号①の、
0:22:34	5 ページをお願いします。
0:22:36	ナンバー36、37 についてご説明いたします。
0:22:40	コメントNo. 36 について、コメント内容、安全避難通路、非常灯、誘導灯の説明について、及びと並びにを用いた表現を適正化することについてですが、
0:22:53	こちら記載表現を、並びにを用いた表現を適正化いたしました。資料番号⑧番のナンバー13 ページをご確認をお願いします。
0:23:08	13 ページの第一位段落をご確認をお願いします。
0:23:12	こちら、
0:23:14	安全、下、発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより、容易に識別できる安全避難通路並びに、
0:23:25	と記載ありますこちらもともと及びだったものを、並びに、適正化しております。
0:23:32	続きまして、資料①の資料のナンバー37、コメント内容についてご説明いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:41	コメント内容、可搬型照明は、数種類有賀総括した。
0:23:46	名称としているため、小個別名称と具体的な運用を踏まえた表現に修正することについてですが、こちら、個別名称で、具体的運用を踏まえた証言へ適正化いたしました。
0:23:59	資料番号⑧の 13 ページをご確認をお願いします。
0:24:07	13 ページ、下段の黄色塗り箇所となりますが、こちらの方、可搬型照明と記載しておりましたと、ものを個別名称、懐中電灯、ヘッドライト及びLEDライト括弧フロアタイプ。
0:24:21	記載を適正化しております。こちら、
0:24:26	次のページになります。14 ページも同様となります。
0:24:32	続きまして、適正化箇所についてご説明いたします。資料番号①のナンバー 148 をご確認くださいいたします。
0:24:41	資料⑧になります。11 ページ、12 ページに該当します。安全避難通路と記載しておりましたものを、安全避難通路等、
0:24:52	記載を適正化しております。
0:24:56	13 条については以上となります。
0:24:59	説明者交代いたします。
0:25:03	中国電力の尾川です。それでは基本設計方針 72 条についてご説明をさせていただきます。
0:25:10	資料番号⑨になります。
0:25:13	72 条につきましては、前回ヒアリングにおいて回答が必要となるコメントはありませんでしたが、先日、機電耐震側のヒアリングの指摘事項によりましてこちら 72 条の
0:25:26	基本設計方針に反映すべき事項がありましたので記載の見直しを行っております。
0:25:32	そのため記載の適正化として今回ご説明をさせていただきます。
0:25:38	まず、耐震関係の方から変更が必要となった箇所についてご説明をいたします。
0:25:44	資料番号①のページ 8 ページをお願いいたします。
0:25:50	こちらが適正化リストになりますけども、8 ページの下から二つ目。
0:25:56	下のナンバーで 150 になります。
0:25:58	こちらはガスタービン発電機の記載について見直しを行っております。
0:26:03	市説明資料の方では 62 ページになりますので、62 ページの方をお願いいたします。
0:26:12	62 ページ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:15	資料番号⑨の、
0:26:18	62 ページの中ほどの適正化箇所につきまして、記載を見直しております。こちらは、ガスタービン発電機に、蓄電池 2 種類、制御用として、
0:26:31	緊急用 100 直流 115V蓄電池A指導用としまして、緊急用直流 60V蓄電池、これらを含むことを明記いたしております。
0:26:42	この理由としましては、先日 2 月 25 日の耐震のヒアリングにおきまして、ガスタービン発電機の耐震計算書についてご説明をさせていただきましたところ、
0:26:55	計算書の内容について、先行電力、先行審査電力であります伊方さんの方を参照するようにと。
0:27:02	いうご指摘がありました。こちら方の方を参照しましたところ、
0:27:07	非常用ガスタービン発電機について、補正申請されております。補正書の方で、ガスタービン発電機用の制御用等指導用蓄電池、
0:27:17	今回、記載したのになりますけどもこれらについて、基本設計方針の方で申請されていることを確認いたしました。
0:27:25	これらの蓄電池については、
0:27:27	ガスタービン発電機の一部であることから、これまで蓄電池としては特に記載をしておりませんでした、
0:27:34	H、伊方 3 の同様の設備構成であります島根においても、基本設計方針の中で申請すべきというふうに考えまして、先行の記載も踏まえまして今回記載の見直しを行ったものになります。
0:27:49	耐震関係に関して、変更した箇所は以上になります。
0:27:54	その他、適正
0:27:59	資料の 57 ページ、丸資料⑨の 57 ページをお願いいたします。
0:28:05	適正化リストの方ではナンバーの 149 になります。
0:28:11	前回資料では、⑨としまして、類型化の方の⑨としまして類型化していたという理由がございましたが、こちら類型化が不要でしたので、類型化の丸Ⅱというところを削除いたしました。
0:28:25	続きまして、資料の 62 ページをお願いいたします。
0:28:31	62 ページ先ほどの適正化箇所の下のところから、ここから 65 ページにかけて、適正化を行った箇所がございますが、こちらは適正化リストでは 151 番から 153 番になります。
0:28:47	前回ヒアリングにおきましてガスタービン発電機から原子炉補機代替冷却系である、移動式代替熱交換設備への電力供給について追記するというところをご説明させていただきましたので、
0:29:00	その記載の反映箇所になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:04	続きまして、71 ページをお願いいたします。
0:29:10	71 ページ、下の方の、適正化箇所ですけども、リストでは 154 になります。
0:29:17	そういう理由に、島根 2 号機はという言葉が抜けておりましたので、追記したものにになります。
0:29:24	72 ページをお願いいたします。
0:29:29	72 ページ、適正化リストでは 155 番の適正化箇所ですが、そういう理由の表現が適切でなかった。
0:29:38	後から、記載のほうを見直しを行いました。
0:29:41	前回、⑨の相違としていた箇所はそういう理由になっております。
0:29:47	同じく 72 ページ、下の方の適正
0:29:52	リストで 156 番の適正化
0:29:55	見ます。
0:29:55	こちらにつきましては、
0:29:58	そういう理由について、補機駆動用燃料設備の基本設計方針のもと、表現の統一を図ったものになります。
0:30:06	72 条のご説明は以上です。
0:30:09	以上で、当社からのご説明を終わります。
0:30:16	規制庁岩崎です。はい、ありがとうございました。
0:30:21	今日も 15、
0:30:23	体系的なというか、多分コメント回答持ってきていただいているのって
0:30:31	ヒアリングベースで、何。
0:30:37	何て言ったらいいかわからんですけど例えばその、
0:30:44	70 人以上とかで言う、違うこのヒアリングやったヒアリングベースで目的っての塊を持ってきてもらって回答が必要な部分の条文だけ向後抜いて持ってきてもらってると思うんですけど。
0:30:58	72 条ののヒアリング前のヒアリングの時一緒にやった 34 条っていうコメント出てるんですけどそれは今回まだ反映できてなかったのもので、
0:31:09	持ってきてないっていう認識でいいですかのコメント出てるという認識は終わりということよろしいですよ。
0:31:31	中国電力の尾川です。
0:31:33	ご指摘ありました 3、34 条につきましてはご指摘ございますことは承知しております。この度は 72 条の方で、
0:31:43	適正化が行いまして、行いましたので、早急に説明すべきということで考えまして 72 条のみ、今回のヒアリングでご説明をさせていただいたところになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:56	以上です。
0:31:57	失礼しました。34条につきましては別途、ご回答させていただく予定です。以上です。
0:32:05	規制庁イワサキえさわかりました。そう。あれですね、72条はちょっと救急緊急性という言い方でやってるかわからんですが耐震側からちょっとあれですかね、何か割と強い要望があったので、
0:32:19	ということですかね。わかりました。
0:32:23	チー波にちょっと私はその切りきれん側と機器側でよかったし、衣川とちょっと、
0:32:33	基本設計方針にはねるっていうのはちょっと聞いてなくて、あれだったんですけど
0:32:39	伊方とあわせ、
0:32:46	はい。中国電力の尾川です。
0:32:49	こちら、伊方さんの方を、耐震計算書で参照するようにということでご指摘があったということで、聞いております。
0:33:01	その耐震計算書の方見ますと、島根ではガスタービン発電機と、制御盤というところの耐震計算書を作成をしておりますが、
0:33:11	伊方3についてはそれに加えて、エースガスタービン発電機に関連しています。制御用の蓄電池、指導用の蓄電池についても、耐震計算書を作成していると。
0:33:23	いうところがわかりましたので、こちら耐震計算書の方は、作成することで考えておりますが、こちらの蓄電池につきまして、これまで特に
0:33:35	工認の中で申請し、
0:33:37	が見えるところがございませんでしたので、基本設計方針の方も、伊方さんの方を参照しまして、記載すべきであろうということで今回追記させていただいたものになります。
0:33:48	以上です。
0:33:52	規制庁ヤスげざわかりましたそそういうことですね見えるところがなかった。
0:33:56	はい。
0:33:57	ちゃんつ立木の文言っていうのは何か機器レンガとはもう、何ていうか、こういう文言で追記しますよみたいな、うち、何かやりとりはして、
0:34:07	あつての方向の書き方になったらそれでも
0:34:10	方を見て適切に直してよというあれなんですか何か
0:34:15	指摘があつて、言い方と合わせたつていうことなんですか。
0:34:27	はい。中国電力の清水です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:30	一応耐震計算書の上流文書ということで基本設計方針を修正しております。そこは機電耐震グループとも調整いたしました。
0:34:42	記載内容につきましては、先行の言い方を参考したということになります。以上です。
0:34:54	規制庁岩崎ですはい、わかりました。ありがとうございます。
0:35:12	いう
0:35:21	規制庁イワサキです 59 条の 20、
0:35:27	④番、網野。
0:35:29	20 ページで
0:35:33	回答としては
0:35:40	許可時の、
0:35:42	店舗地のその詳細な設計条件だから、基本設計方針には載せてませんよということだったんですけど、
0:35:50	ちょっとすみません前回コメントチャーの、ちょっと今言いませんので、
0:35:57	ちょっとその意図するところがあるかもしれないですけど、まず、前提としてはあれなんでしたっけ。テンパチのその詳細設計条件はもう全部基本設計方針は落とし込まないっていう。
0:36:12	そういう記載。
0:36:14	委員してるんですした。
0:36:22	中国電力の河島です。
0:36:24	おっしゃる通りでして衛藤。
0:36:27	全体を通して添付資料 8 に記載されてある、基本的な設計条件、操作性だったりとか、
0:36:36	悪影響等については、基本設計方針には、特に記載していないという状況でして、
0:36:42	詳細な説明については説明書に記載するということで、今回、回答させていただいているものです。以上です。
0:36:57	規制庁岩崎です。そういう整理であれば、ちょっとすいません。私もこれをどこまで強く、
0:37:08	強くというかその基本設計方針に落とし込むかどうか。
0:37:13	どこその強いあれがあったのはちょっと認識しないんですけど、何ていうか、
0:37:18	一応今、載ってる先行の頭に当間柏崎と比べると、要するに、強いマネーの場合って
0:37:29	1 個操作が多いじゃない。
0:37:33	てなる等、何かや。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:35	やっぱりかいと言った方はいいのかなという。
0:37:40	ちょっと気はするんですけどすいませんちょっと
0:37:44	私がちょっとコメントしたものにちょっと確認してみますけど、
0:37:51	要するに先行炉とこう横並びで見ると、何か操作が1個多いのがちょっと気になるなっていうのがあって、ちなみにこれ島根だけ特殊なんですかそれと中尾長尾とあって、
0:38:03	どうなってるのかってみたいりました。
0:38:12	中国電力の河島です。
0:38:14	女川さんとは
0:38:17	中国電力と設備の恐れがございますので、記載は、
0:38:25	影響セイキ方針としては、
0:38:27	間違い見えてこないといったものになります。
0:38:30	以上です。
0:38:55	規制庁岩崎です。わかりました。ちなみになんですけど
0:39:00	詳細な設計っていうのは、何かどのレベルのものを言うんですかねっていうのは何ていうかあまり前回指摘した時の小、今回で言うところのその同じ操作盤で操作可能になっていうその設計ですっていうのは何か、
0:39:20	いかなればごめんなさい、素人的な質問で申しわけないのかもしれないが詳細な設計、丹羽は、詳細な設計っていうのかなっていうのはちょっとわからなかったなど、
0:39:32	そう、テンパチで書いてあるようなことを詳細な設計と、
0:39:35	言ってるんですか。
0:39:42	中国電力の河島です。すいません。詳細な設計ということでちょっとわかりにくい説明となって申し訳ないんですけど、
0:39:50	えっとですね、添付資料、添付書類 8、に記載されてある、操作性の確保や、
0:39:58	その他の試験項目といった項目については、基本的な設計方針のみを基本設計方針に記載しております、詳細については、
0:40:10	54 条の方で、
0:40:15	規定されている内容を落とし込むといったように、
0:40:21	市横瀬としては、
0:40:22	なっております。
0:40:25	例えばですね、
0:40:28	59 条の、
0:40:31	資料を、
0:40:33	資料番号を④になりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:40:36	こちらの
0:40:38	通し番号 13 ページをご確認願います。
0:40:46	こちらは
0:40:48	添付書類 8 の記載、中段ごろに、6 ポツ 7 ポツ、2 ポツ 5 を操作操作性の確保。
0:40:55	といった記載がございますが、
0:40:58	もちろん赤線を引いてある箇所が、
0:41:01	基本設計方針に落とし込むといったような内容となっております、
0:41:05	それ以降の記載については、
0:41:10	ダイヤの数字 4 を振ってあると思うんですけど、
0:41:13	そちらの方で、54 条の方で、詳細には、
0:41:19	検討するといったような、
0:41:20	資料となっております、
0:41:22	それ以降、
0:41:24	次の 14 ページ。
0:41:27	6 ポツ 7 ポツ 4、試験検査といったところでも、同等の部分のみを引用するという資料構成となっております、
0:41:35	基本設計方針といたしましては、こういった資料構成となっていることから、
0:41:42	詳細な内容については、記載しないといったところとなっております。以上です。
0:42:01	規制庁岩崎です。はい、わかりました。基本的には、何で
0:42:07	こういう設計としますよっていうことは、継続方針変えて、
0:42:12	実際にどういう設計になってるかは説明書に飛ばしてますと、
0:42:18	ということで、
0:42:20	はい、わかりました。ちょっとまた中でちょっと相談してみますが、とりあえずは、はい。井谷理解しましたありがとうございます。
0:42:31	ウォーン
0:43:07	ついてイワサキさ、すみませんあんまり大した話じゃないんですけど
0:43:27	67 条の、さあじゃなく、
0:43:30	記載の適正化の 141 番の、
0:43:38	設備のそういう記載方針の相違に直してる。
0:43:46	ちょっと気になったじゃない設備名称の相違のことって、全部記載方針の相違って失礼でした。
0:43:54	これ要するに設備名称もそうですよね、ここの部分。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:05	中国電力の高です。実際にこちらが記載されている箇所につきましては、52 ページ、資料の⑥-52 ページ。
0:44:14	の方に記載がありますけども、
0:44:22	こちらのですね、
0:44:25	可搬型の記載になるんですけども、
0:44:30	非常用電、非常用ディーゼル発電設備に加えというところの記載に関する、そういう理由に、
0:44:38	なってます。
0:44:40	こちらの方は、
0:44:43	近江の方もですね多分。
0:44:44	ちょっと先行がどういう状況かはちょっと不明なんですけども、
0:44:51	同様の医療用ディーゼル発電設備、
0:44:55	を用いているのではないか。
0:44:58	考えておまして、それに関する記載をするかしないかっていうところで、記載方針の相違というふうに、そういう理由の方を記載しております。以上です。
0:45:10	規制庁矢崎ですありがとうございます。ごめんなさいちょっと私言い間違えてましたすいませんわかりましたありがとうございます。
0:45:40	規制庁イワサキえさとおんなじ 60 条の 2。
0:46:05	いや、宇井。
0:46:06	小浦の話なんであんまりその秋許可の話でちょっと今回のっていう形。
0:46:14	関係ないことはないんです。
0:46:17	ドライウェルの層位濃度だけスプレー系のドライウェルのスプレーはそういう理由なんですけど、
0:46:26	ちょっと他に私がわかってないだけかもしれない。
0:46:31	けど、
0:46:39	サプレッション・チェンバが炉内で発生する熱はサプレッション・チェンバ側に移行する。
0:46:48	郷委員。
0:46:50	だから、
0:46:52	ドライウェルにスプレーしても、
0:46:55	サプレッション・チェンバにスプレーしても、
0:46:59	あんまり大きな、
0:47:02	効果に大差ないので、
0:47:06	ベントチーム観点によりちゅうのはどういうことですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:13	中国電力の高田です。S/C側にスプレイしますとですね、S/Cの水位が早く上がってしまいますので、
0:47:23	そうするとベント基準に達してしまいますので、そういった、
0:47:28	遅延の観点から、ドライブル側にスプレイするというふうな記載をしております。以上です。
0:47:53	消えちゃうイワサキです
0:47:56	普通、それと、何ていうか
0:48:00	しまね。
0:48:05	ちょっとお勉強で申し訳ないんですけど
0:48:09	け。
0:48:10	庭等を、
0:48:12	ピットが違う。だから、
0:48:15	KKとそのベントのうあれなんですか何かその判断基準は違うんですかね。
0:48:32	中国電力の神崎です。島根2号機につきましてはベント基準としてS/Cの水位、
0:48:38	通常水位+101.3メートルというところを基準にしてございまして、その点については
0:48:45	防護課長矢崎さんとか、他電力とのそういう部分になるかと思ってます。以上です。
0:48:57	きちっとイワサキ佐原カワセから
0:49:02	D/Wだけにスプレイした場合も、ちなみにこれ、有効性評価の解析って、何か全パターンやってるんですけど
0:49:14	ドライウェルにスプレイするパターンと両方にスプレイするパターンとサブチャーンなサプレッション・チェンバだけに
0:49:24	スプレーするパターンの解析結果を比べ、
0:49:29	でも大差ないっていうあれでしたっけ、その評価結果でしたっけ。
0:49:35	中国電力の神田です。SAの有効性評価におきましては、
0:49:41	代替をするにつきましてはすべてドライウェル側へのスプレイ、
0:49:45	解析をしております、
0:49:47	補足説明資料の中でS/Cの方にスクロールした場合と、
0:49:53	ドライウェル側にスプレイした場合の有効性評価の場合とを比較をしております、格納容器の温度制御、圧力制御については相違ない。
0:50:04	ベント時間についてはサプレッション・チェンバに直接スプレイする方が早く来てしまうということで、今現状のその備考欄の記載をさせていただいております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:59	きちっとイワサキですわかりましたごめんなさいと最後にすいません
0:51:06	弁当。
0:51:07	要するに最終手段なので、何ていうか、なるべくおくらせた方がいいっていうのは、その前提条件。
0:51:16	であるから、なるべく弁当は遅いほう。
0:51:22	のD/Wのみのスプレイってことでいいんですよ。
0:51:31	はい。中国電力の箕さん。はい。ご理解の通りでバウンダリをみずから破るといふイベントという、手順というのは最終手段ということで、なるべくおくらせるべきだと。
0:51:42	いったところではありますので、現状のとらえる場のすべての方が効果的であろうと。での時間を遅延させることから工学的だろうという整理で、現状の手順としてございます。以上です。
0:51:59	はい、わかりましたありがとうございます。
0:52:24	市長イワサキで里最後に記載の適正化の 143 番なんですけど、
0:52:32	案Bよくわかってないけれども、公称値となっていたので、
0:52:37	適正化しました。
0:52:39	いうところの
0:52:41	小公称値っていうのは、
0:52:45	本的な、何ですか、交渉してしまう。
0:52:52	中国電力の笹木です。
0:52:54	ここdays説明させていただいてます公称値というのは、カタログ上のスペックの値を示しております。
0:53:04	以上です。
0:53:09	聞いたやつ実は会社カタログの値を書いていたので、
0:53:18	実際の数字っていうんですか、その動かしたときの数値に合わせてたってことですか。
0:53:30	中国電力の笹木です。
0:53:33	もともとその公称値を記載していたんですけども、そちらを
0:53:37	麻痺、
0:53:39	設計上必要な、
0:53:41	辺りに皆をしております。
0:53:44	以上です。
0:53:51	規制庁イワサキさあわかりました。カタログ値だったのがそうか。だから、
0:53:58	これだけあればだから、必要基準に適応さ必要な値に変えたってこと。了解でしょうか。ちょっと要領とかが何か、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:09	偉い下がってたのでちょっとどうなのかなと思ったんですけど。いや、要するに何であるカタログ違う上なので、基準に必要なになってるからその、
0:54:20	安全運転に必要な運転に必要なのかしらというんでまあ、
0:54:25	いうことを、保守的、
0:54:27	ですよということでもいいんですか。
0:54:34	中国電力の笹木です。ご認識いただいている通りです。以上です。
0:55:06	千波吐出圧力わあ、カタログ値の方は低いんですけどこれは大丈夫なんです。
0:55:13	でしたっけ。
0:55:17	中国電力の笹木です。申し訳ございません光正寺等で
0:55:23	圧縮機及び冷却機の容量に関しては、公称値を、
0:55:28	設計上必要な値に見直しているんですけども、圧縮機の吐出圧力につきましては、
0:55:35	もともと原子炉格納容器の資料使用圧力を基にした値として0.853MPaを記載していたんですけども、
0:55:44	加えて、
0:55:46	サンプリングのガスの流量流路中の圧力損失を考慮しまして、値を修正し、
0:55:52	しております。以上です。
0:56:36	規制庁矢崎清と所俊圧力については、
0:56:46	実際に使うときの圧力も考慮してこの値、
0:56:58	設計上満足するってことです。
0:57:06	中国電力の笹木です。
0:57:09	圧縮機の吐出圧力食うに関しましては、先ほどご説明させていただいた通り、流量中の圧力損失を考慮して値を上げる方向で修正しているんですけども、
0:57:22	公称値に関しては、0.9MPaであることを確認しておりますので、変更後の値に関しても、
0:57:31	装置としては満足することを確認しております。まず、それらの設定根拠につきましては、また別途、設定根拠に関する説明書の中で、
0:57:42	ご説明させていただきたいと思っております。以上です。
0:57:48	聞いたやさきですわかりました。細かいことをありがとうございましたすみませんそうですね。また別途進み、細かい説明ん所の方で説明していただければと思います。ありがとうございました。
0:58:02	はい。私からは以上です。
0:58:14	はい。それでは、
0:58:19	今日は特に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:21	指摘は、
0:58:22	残ってない。
0:58:24	認識でよかった。
0:58:30	はい、徳田私からは以上ですけど中部電力から何かございますか。
0:58:37	中国電力イタイガワですとご指摘事項はありませんでしたので、
0:58:43	なしとしております。
0:58:46	あとその他こちらから特にございません。以上です。
0:58:54	規制庁岩崎ですはいわかりましたありがとうございますちょっと自動減圧スイッチのところだけまた中でちょっと確認して、何か必要があればまた伝達したいと思います。
0:59:06	それでは本日のヒアリングについては終了したいと思いますありがとうございます。
0:59:13	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。